

避難確保計画

浸水対策編（洪水・高潮・雨水出水）・土砂災害対策編

施設の対象災害を○で囲みます

※対象災害は要配慮者利用施設一覧表で必ずご確認ください

【施設名：●●●●●】

・施設名は要配慮者利用施設一覧表の名称で記載ください

・複数施設の計画をまとめて作成する場合は、必ず全ての対象施設名をご記入ください

※敷地内に対象施設が複数ある場合で、管理者や所有者が同じ場合は一つにまとめて計画を作成することも可能です

令和 8 年 7 月 28 日 作成・変更

様式編 目 次

①市町村への提出が必要な書類

1	計画の目的	1	} 様式 1
2	計画の報告	1	
3	計画の適用範囲	1	
4	施設が有する災害リスク	1	
	施設周辺の避難経路図	2	別紙 1
5	防災体制	3	様式 2
6	情報収集・伝達	4	様式 3
7	避難誘導	5	様式 4
8	避難の確保を図るための施設の整備	6	} 様式 5
9	防災教育及び訓練の実施	6	

②自営水防組織を設置する場合のみ作成

10	自営水防組織の業務に関する事項	7	様式 6
	別添「自営水防組織活動要領（案）」	13	
	別表 1「自営水防組織の編成と任務」	14	
	別表 2「自営水防組織装備品リスト」	14	

③個人情報等を含むため適切に管理 ※市町村への提出は不要

11	防災教育及び訓練の年間計画作成例	8	様式 7
12	施設利用者緊急連絡先一覧表	9	様式 8
13	緊急連絡網	10	様式 9
14	外部機関等への緊急連絡先一覧表	10	様式 10
15	対応別避難誘導方法一覧表	11	様式 11
16	防災体制一覧表	12	様式 12

1 計画の目的

この計画は、水防法第15条の3第1項・土砂災害防止法第8条の2に基づくものであり、本施設の利用者の洪水時・土砂災害発生時の円滑かつ迅速な避難の確保を図ることを目的とする。

2 計画の報告

計画を作成及び必要に応じて見直し・修正をしたときは、水防法第15条の3第2項・土砂災害防止法第8条の2第2項に基づき、遅滞なく、当該計画を市長へ報告する。

3 計画の適用範囲

この計画は、本施設に勤務又は利用する全ての者に適用するものとする。

【施設の状況】

利 用 形 態		
通 所	・	短期入所 ・ 長期入所

人 数			
昼間・夜間		休日	
利用者	施設職員	利用者	施設職員
昼間 10 名	昼間 5 名	休日 10 名	休日 5 名
夜間 10 名	夜間 3 名		

施設の利用者数・職員数を記載します

4 施設が有する災害リスク

施設において想定されている災害の種別や災害の大きさを記載する。

(1) 水害（洪水・高潮・雨水出水）

洪水浸水想定区域	☐ 該当なし	☒ 該当	最大浸水深	1～3m
高潮浸水想定区域	☐ 該当なし	☒ 該当	最大浸水深	3～5m
雨水出水 浸水想定区域	☐ 該当なし	☒ 該当	最大浸水深	0.3～0.5m

(2) 土砂災害

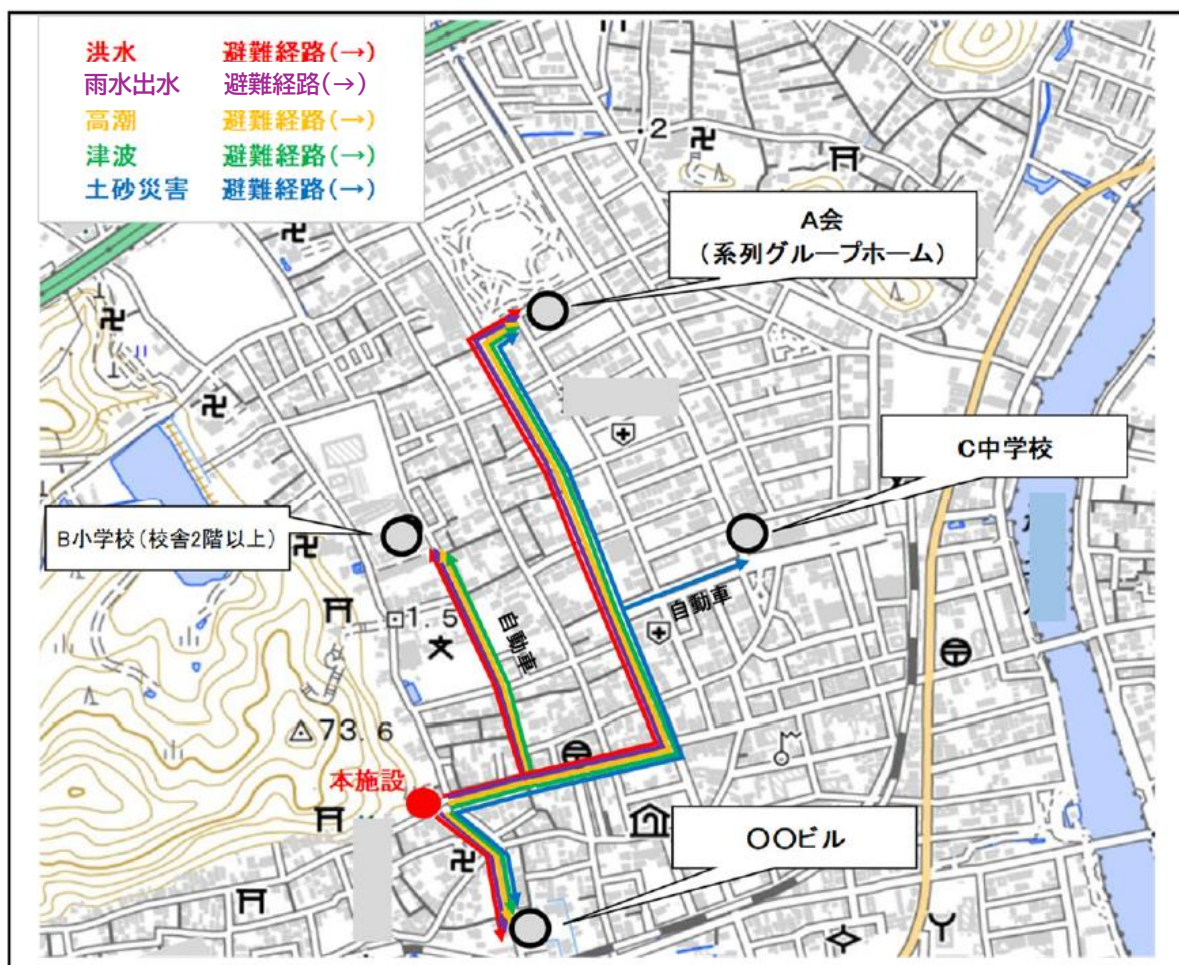
土砂災害特別警戒区域 土砂災害警戒区域	☐ 該当なし	☒ 該当
------------------------	-------------------------------	--

用配慮者利用施設一覧表（住所で検索）で、想定される災害や浸水深を確認し、該当する災害に ☒ を付けます

【施設周辺の避難経路図】

避難場所は、ハザードマップの想定浸水域や土砂災害警戒区域の場所等から、以下の場所とする。

避難経路図



【ポイント】

- ・避難経路は、ハザードマップ等を確認し、災害リスクの少ない避難経路を設定しましょう
- ・避難先と避難経路は災害状況に応じて選択できるように複数検討しておきましょう

5 防災体制

連絡体制及び対策本部は、以下のとおり設置する。

【防災体制確立の判断時期及び役割分担】

体制確立の判断時期	体 制	活動内容	対応要員
以下のいずれかに該当する場合 【洪水】 ・ レベル 2 氾濫注意報発表 ・ レベル 2 大雨注意報発表 【高潮】 レベル 2 高潮注意報発表 【雨水出水】 ・ レベル 2 大雨注意報発表 【土砂】 ・ レベル 2 土砂災害注意報発表	注意体制確立	・ 統括管理者から各班に連絡 ・ 気象情報の入手 ・ テレビ・ラジオ・四日市市安全安心防災メール ・ 入院（入所）者家族などへの連絡 ・ 資機材の準備・避難経路の確認	情報収集伝達要員 避難誘導要員
以下のいずれかに該当する場合 ・ 高齢者等避難（レベル 3）発令 【洪水】 ・ レベル 3 氾濫警報発表 ・ レベル 3 大雨警報発表 【高潮】 ・ レベル 3 高潮警報発表 【雨水出水】 ・ レベル 3 大雨警報発表 【土砂】 ・ レベル 3 土砂災害警報発表	警戒体制確立	・ 避難に関する指示を伝達 ・ 利用者を避難場所に避難誘導 ・ 必要に応じて地域への協力依頼 ・ 避難状況の把握 ・ 要配慮者の避難誘導 ・ 施設利用者の避難誘導	情報収集伝達要員 避難誘導要員
以下のいずれかに該当する場合 ・ 避難指示（レベル 4）発令 【洪水】 ・ レベル 4 氾濫危険警報発表 ・ レベル 4 大雨危険警報発表 【高潮】 ・ レベル 4 高潮危険警報発表 【雨水出水】 ・ レベル 4 大雨危険警報発表 【土砂】 ・ レベル 4 土砂災害危険警報発表	非常体制確立	・ 必要に応じて地域への協力依頼 ・ 施設内全体の避難誘導 記入の注意点 ・ 施設の災害リスクに応じた体制を記入 ※表紙の対象災害と一緒にチェック 例：洪水のみの計画の場合は高潮・雨水出水・土砂は記入しない ・ 準警戒体制（高齢者等避難（レベル 3）発令）で施設利用者の避難を開始させて下さい	情報収集伝達要員 避難誘導要員

6 情報収集・伝達

(1) 情報収集

収集する主な情報及び収集方法は、以下のとおりとする。

収集する情報	収集方法
気象情報	・ 四日市市防災情報ホームページから情報を収集する。 ・ 四日市市安全安心防災メール登録して情報を収集する。 ・ 四日市市 S アラート（スマートフォン用アプリ）をインストールして情報を収集する。 ・ テレビ・ラジオ等から情報を収集する。 ・ 施設周辺の状況を目視で確認する。
洪水予報・河川水位	・ 四日市市防災情報ホームページから情報を収集する。 ・ 川の防災情報（インターネット）から情報を収集する。
土砂災害危険度	・ 三重県土砂災害情報提供システムから情報を収集する
高齢者等避難、避難指示	・ 防災行政無線から情報を収集する。 ・ 四日市市安全安心防災メール登録して情報を収集する。 ・ 四日市市 S アラート（スマートフォン用アプリ）をインストールして情報を収集する。

(2) 情報伝達

- ①「施設内緊急連絡網」に基づき、また館内放送や掲示板を用いて、体制の確立状況、気象情報、洪水予報等の情報を施設内関係者間で共有する。
- ②徒歩や公共交通機関等を用いての広域避難が困難な者がいる場合には、避難困難者の状態や人数について市町村長に報告する。

・ 市の HP やアプリ等で避難情報や開設している避難所の情報を確認することができるため、収集する情報の種類と収集方法について記入してください

7 避難誘導

避難誘導については、次のとおり行う。

(1) 避難場所

避難場所は下表のとおりとする。また、悪天候の中の避難や、夜間の避難は危険もともなうことから、施設における想定浸水深が浅く、建物が堅牢で家屋倒壊のおそれがない場合、屋内安全確保を図るものとする。その場合は、備蓄物資を用意する。

(2) 避難経路

避難場所までの避難経路については、「別紙1 避難経路図」のとおりとする。

(3) 避難誘導

避難場所までの移動距離及び移動手段は、以下のとおりとする。

【洪水】

	名 称	移動距離	移動手段
避難場所	〇〇地区市民センター	(500) m	☒ 徒歩 ☐ 車両 () 台
屋内安全確保	施設 3 階ホール		

【高潮】

	名 称	移動距離	移動手段
避難場所	〇〇小学校	(700) m	☒ 徒歩 ☐ 車両 () 台
屋内安全確保	施設 3 階ホール		

【雨水出水】

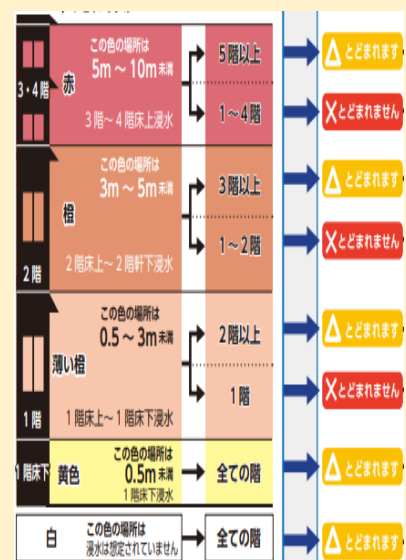
	名 称	移動距離	移動手段
避難場所	〇〇高等学校	(1000) m	☒ 徒歩 ☐ 車両 () 台
屋内安全確保	施設 1 階以上		

【土砂災害】

	名 称
避難場所	〇〇中学校
屋内安全確保	

・災害リスク毎に避難場所と移動距離を記入してください
※対象でない計画項目は記入しないでください

・屋内安全確保は、浸水深によって避難できる建物階数が異なります（右記参照）



8 避難の確保を図るための施設の整備

情報収集・伝達及び避難誘導の際に使用する資器材等については、下表「避難確保資器材等一覧」に示すとおりである。

これらの資器材等については、日頃からその維持管理に努めるものとする。

備 蓄 品	
情報収集 ・伝達	☐ テレビ ☐ ラジオ ☐ タブレット ☐ ファックス ☐ 携帯電話 ☐ 懐中電灯 ☐ 電池 ☐ 携帯電話用バッテリー
避難誘導	☐ 名簿（従業員、施設利用者） ☐ 案内旗 ☐ タブレット ☐ 携帯電話 ☐ 懐中電灯 ☐ 携帯用拡声器 ☐ 電池式照明器具 ☐ 電池 ☐ 携帯電話用バッテリー ☐ ライフジャケット ☐ 蛍光塗料
施設内の 一時避難	☐ 水（１人あたり <u> ℓ </u> ） ☐ 食料（１人あたり <u> 食分 </u> ） ☐ 寝具 ☐ 防寒具
高齢者	☐ おむつ・おしりふき
障害者	☐ 常備薬
乳幼児	☐ おむつ・おしりふき ☐ おやつ ☐ おんぶひも
その他か	☐ ウェットティッシュ ☐ ゴミ袋 ☐ タオル ☐ （ ）

・施設で備蓄している備蓄品に ☒ を付けます
 ※必要に応じて追記してください
 ポイント：情報収集・伝達機器があるか

・７ 避難誘導（５ページ）にて屋内安全確保を記載した場合、浸水継続時間に応じた水と食料の備蓄をご準備ください。

※水の目安：１人あたり１日３ℓ

※浸水継続時間は四日市市防災情報 HP の公開型 GIS からご確認ください

9 防災教育及び訓練の実施

- ・毎年４月に新規採用の従業員を対象に研修を実施する。
- ・毎年５月に全従業員を対象として、情報収集・伝達及び避難誘導に関する訓練を実施する。
- ・その他、年間の教育及び訓練計画を毎年４月に作成する。

ポイント

- ・水害や土砂災害の危険が高まる梅雨の時期までに教育・訓練が設定されているか
- ・新規採用職員に対する教育・訓練が設定されているか

10 自衛水防組織の業務に関する事項

※自衛水防組織を設置する場合には、様式 7 を参考に加筆・修正してください。
また、あわせて別添、別表 1・2 を作成してください。

- (1) 別添「自衛水防組織活動要領（案）」に基づき自衛水防組織を設置する。
- (2) 自衛水防組織においては、以下のとおり訓練を実施するものとする。
 - ① 毎年 4 月に新たに自衛水防組織の構成員となった従業員を対象として研修を実施する。
 - ② 毎年 5 月に行う全従業員を対象とした訓練に先立って、自衛水防組織の全構成員を対象として情報収集・伝達及び避難誘導に関する訓練を実施する。
- (3) 自衛水防組織の報告
自衛水防組織を組織または変更をしたときは、水防法第 15 条の 3 第 2 項に基づき、遅滞なく、当該計画を市町村長へ報告する。

・設置する場合は、別添「自営水防組織活動要領」及び
別表 1「自衛水防組織の編成と任務

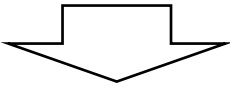
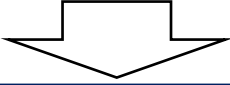
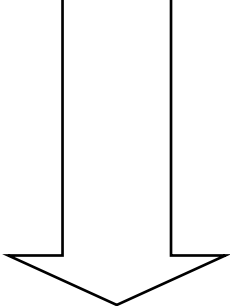
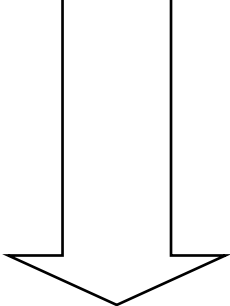
・自営水防組織を設置する場合に記載が必要です（努力義務）

※自営水防組織とは、水害時の避難対応等を行う体制であり、設置することで

役割がより明確になります →職員数が多い施設は設置することが望ましいです

・設置する場合は、別添「自営水防組織活動要領」及び別表 1「自営水防組織の編成と任務」
を作成してください

11 防災教育及び訓練の年間計画作成例

防災体制の確立・ 避難確保計画の年度版作成		情報収集係 部からの支 に反映しま	・様式 7 ～ 11 について、市への提出は不要です ・作成後、各施設にて保管してください		
従業員への防災教育			☐ 避難確保計画等の情報の共有 ☐ 過去の被災経験や災害に対する知恵の伝承 など	実施予定 月日	(月 日)
施設利用者への防災教育			☐ 水害の危険性や避難場所の確認 ☐ 緊急時の対応等に関する保護者、家族への 説明 など	実施予定 月日	(月 日)
					
通所施設					
情報伝達訓練			☐ 従業員の緊急連絡網の試行 ☐ 保護者への情報伝達手段(メール・電話 等)の確認、情報伝達の試行 など	実施予定 月日	(月 日)
保護者への引き渡し訓練			☐ 保護者の緊急連絡網の試行 ☐ 連絡後、全施設利用者を保護者に引き 渡すまでにかかる時間の計測 など	実施予定 月日	(月 日)
					
入所施設					
情報伝達訓練			☐ 従業員の緊急連絡網の試行 ☐ 家族等への情報伝達手段(メール・電話 等)の確認、情報伝達の試行 など	実施予定 月日	(月 日)
従業員の非常参集訓練			☐ 従業員の緊急連絡網の試行 ☐ 連絡後、全従業員の参集にかかる時間の 計測 など	実施予定 月日	(月 日)
					
避難訓練			☐ 防災体制と役割分担の確認、試行 ☐ 施設から避難場所までの移動にかかる時間 の計測 など	実施予定 月日	(月 日)
				実施予定 月日	(月 日)
				実施予定 月日	(月 日)
					
避難確保計画の更新			避難を円滑かつ迅速に確保するために、避難確 保計画に基づく訓練を実施し、必要に応じて計 画を見直します。	実施予定 月日	(月 日)

様式 8

-9-

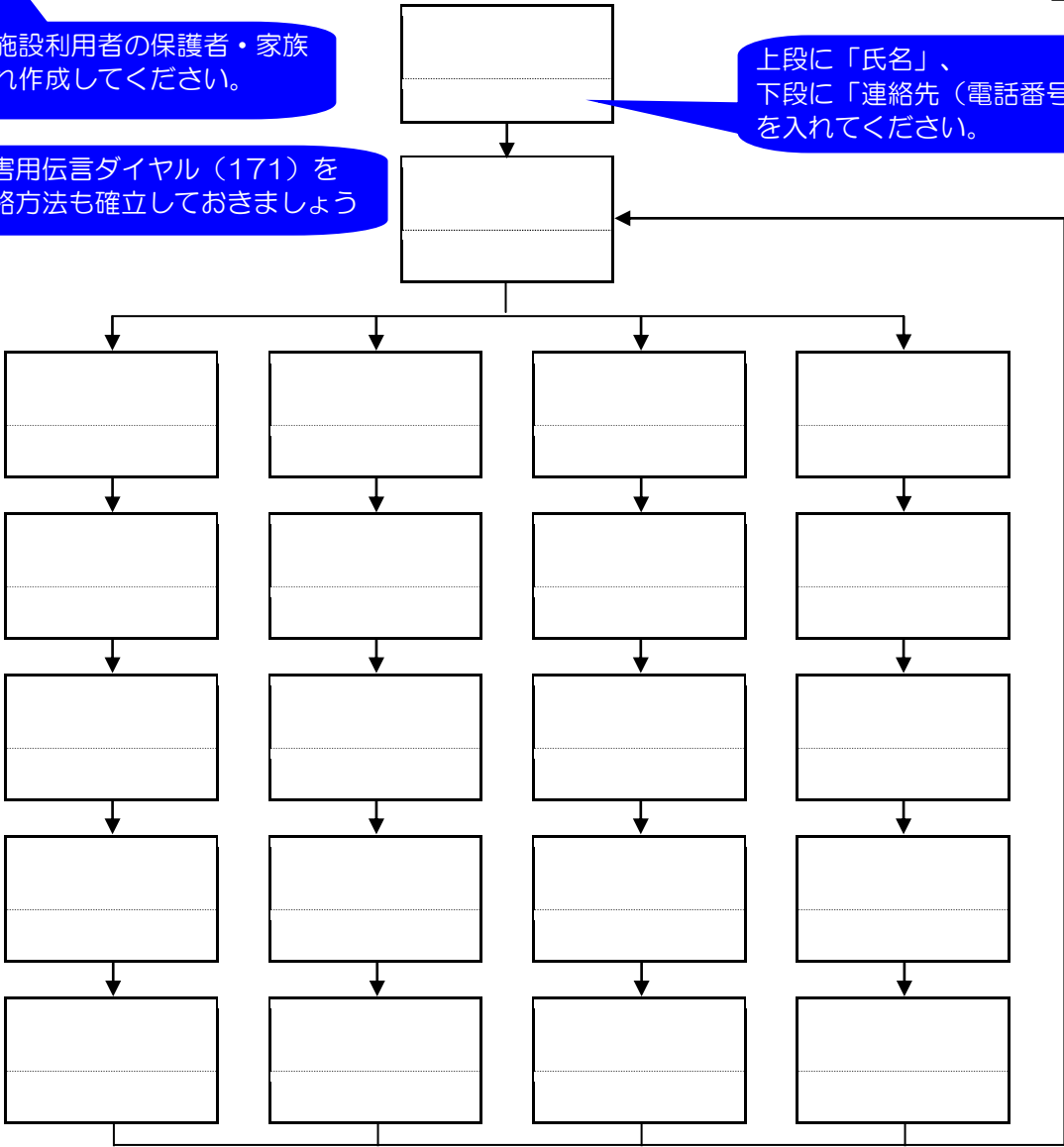
13 緊急連絡網

様式 9

従業員用と施設利用者の保護者・家族用をそれぞれ作成してください。

メールや災害用伝言ダイヤル（171）を利用した連絡方法も確立しておきましょう

上段に「氏名」、
下段に「連絡先（電話番号）」
を入れてください。



14 外部機関等への緊急連絡先一覧表

様式 10

連絡先	担当部署	担当者氏名	電話番号	連絡可能時間	備考
市町村（防災担当）					
市町村（福祉担当）					
消防署					
警察署					
避難誘導等の支援者					
医療機関					

15 対応別避難誘導方法一覧表

様式 11

[illegible]

該当番号を記入

避難場所へ移動

1. 単独歩行が可能 2. 介助が必要 3. 車いすを使用 4. ストレッチャーや担架が必要 5. その他

その他の対応

6.自宅に帰宅 7.病院に搬送 8.そのほか

管理権限者 () (代行者)

情報収集 伝達要員	担当者	役 割
	班長 () 班員 () 名 ・ ・ ・ ・	☐ 自衛水防活動の指揮統制、状況の把握、 情報内容の記録 ☐ 館内放送等による避難の呼び掛け ☐ 洪水予報等の情報の収集 ☐ 関係者及び関係機関との連絡

避難誘導 要員	担当者	役 割
	班長 () 班員 () 名 ・ ・ ・ ・	☐ 避難誘導の実施 ☐ 未避難者、要救助者の確認

別添 「自衛水防組織活動要領（案）」

自衛水防組織を設置する
場合のみ作成

（自衛水防組織の編成）

第1条 管理権限者は、洪水時等において避難確保計画に基づく円滑かつ迅速な避難を確保するため、自衛水防組織を編成するものとする。

2 自衛水防組織には、統括管理者を置く。

（1） 統括管理者は、管理権限者の命を受け、自衛水防組織の機能が有効に発揮できるよう組織を統括する。

（2） 統括管理者は、洪水時等における避難行動について、その指揮、命令、監督等一切の権限を有する。

3 管理権限者は、統括管理者の代行者を定め、当該代行者に対し、統括管理者の任務を代行するために必要な指揮、命令、監督等の権限を付与する。

4 自衛水防組織に、班を置く。

（1） 班は、総括・情報班及び避難誘導班とし、各班に班長を置く。

（2） 各班の任務は、別表1に掲げる任務とする。

（3） 防災センター（最低限、通信設備を有するものとする）を自衛水防組織の活動拠点とし、防災センター勤務員及び各班の班長を自衛水防組織の中核として配置する。

（自衛水防組織の運用）

第4条 管理権限者は、従業員の勤務体制（シフト）も考慮した組織編成に努め、必要な人員の確保及び従業員等に割り当てた任務の周知徹底を図るものとする。

2 特に、休日・夜間も施設内に利用者が滞在する施設にあって、休日・夜間に在館する従業員等のみによっては十分な体制を確保することが難しい場合は、管理権限者は、近隣在住の従業員等の非常参集も考慮して組織編成に努めるものとする。

3 管理権限者は、災害等の応急活動のため緊急連絡網や従業員等の非常参集計画を定めるものとする。

（自衛水防組織の装備）

第5条 管理権限者は、自衛水防組織に必要な装備品を整備するとともに、適正な維持管理に努めなければならない。

（1） 自衛水防組織の装備品は、別表2「自衛水防組織装備品リスト」のとおりとする。

（2） 自衛水防組織の装備品については、統括管理者が防災センターに保管し、必要な点検を行うとともに点検結果を記録保管し、常時使用できる状態で維持管理する。

（自衛水防組織の活動）

第6条 自衛水防組織の各班は、避難確保計画に基づき情報収集及び避難誘導等の活動を行うものとする。

別表 1 「自衛水防組織の編成と任務」

自衛水防組織を設置する
場合のみ作成

管理権限者（ ）（代行者）

総括・ 情報班	役職及び氏名	任 務
	班長（ ） 班員（ ）名 ・ ・ ・ ・	☐ 自衛水防活動の指揮統制、状況の把握、 情報内容の記録 ☐ 館内放送等による避難の呼び掛け ☐ 洪水予報等の情報の収集 ☐ 関係者及び関係機関との連絡

避難 誘導班	役職及び氏名	任 務
	班長（ ） 班員（ ）名 ・ ・ ・ ・	☐ 避難誘導の実施 ☐ 未避難者、要救助者の確認

別表 2 「自衛水防組織装備品リスト」

任務	装備品
総括・情報班	名簿（従業員、利用者等） 情報収集及び伝達機器（ラジオ、タブレット、トランシーバー、 携帯電話等） 照明器具（懐中電灯、投光機等）
避難誘導班	名簿（従業員、利用者等） 誘導の標識（案内旗等） 情報収集及び伝達機器 （タブレット、トランシーバー、携帯電話等） 懐中電灯 携帯用拡声器 誘導用ライフジャケット 蛍光塗料